

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を  
定める要綱

制定：平成27年12月28日（告示第219号）

改正：平成30年3月12日（告示第35号）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 介護予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第37条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第38条—第40条）

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本指針（第41条）

第2節 人員に関する基準（第42条・第43条）

第3節 設備に関する基準（第44条）

第4節 運営に関する基準（第45条—第47条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第48条）

第4章 介護予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第49条）

第2節 人員に関する基準（第50条・第51条）

第3節 設備に関する基準（第52条）

第4節 運営に関する基準（第53条—第62条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第63条—第66条）

第5章 雑則（第67条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律

第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する事業(以下「サービス事業」という。)に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (2) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち省令第140条の63の6第2号の規定に基づき提供される介護予防訪問介護相当サービスの基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (4) 指定第1号訪問事業者 介護予防訪問介護相当サービスを行う者として、法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (5) 訪問型サービスA事業者 訪問型サービスAを行う者として、府中市から委託を受けたものをいう。
- (6) 指定第1号通所事業者 介護予防通所介護相当サービスを行う者として、法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (7) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (8) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により算定された費用の額(当該額がサービス事業に要した費用の額を超えるときは、サービス事業に要した費用の額とする。)をいう。
- (9) 代理受領サービス 法第115条の45の3第1項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該事業の事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスをいう。
- (10) 常勤換算方法 該当事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (11) 地域包括支援センター等 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)を行う地

域包括支援センター及び当該地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントの実施にかかる委託を受けた指定居宅介護支援事業者をいう。

(申請者の要件)

第3条 指定の申請をすることができる事業者は、法人とする。

## 第2章 介護予防訪問介護相当サービス

### 第1節 基本方針

第4条 介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者)

第5条 指定第1号訪問事業者が介護予防訪問介護相当サービスを行う事業所（以下「指定第1号訪問事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定第1号訪問事業者が指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第69号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス基準条例第5条に規定する指定介護予

防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定訪問介護(指定居宅サービス基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防訪問介護相当サービス、指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号に規定する者)であって、専ら介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年府中市条例第4号)第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(同条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 指定第1号訪問事業者が、指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定介護予防訪問介護の事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、介護予防訪問介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防訪問介護の事業であるときは、指定介護予防サービス基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を、指定訪問介護の事業であるときは、指定居宅サービス基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定第1号訪問事業所の管理上支障がない場合は、当該指定第1号訪問事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定第1号訪問事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定第1号訪問事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定介護予防訪問介護の事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、介護予防訪問介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防訪問介護の事業であるときは、指定介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を、指定訪問介護であるときは、指定居宅サービス基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、利用申込者又はその家族からの希望に基づき、前項の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と当該利用申込者から指定第1号訪問事業者の提供の申込を受けた者（以下この条において「申込先事業者」という。）の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であって次に掲げる方法により提供することができる。この場合において、当該指定第1号訪問事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

ア 電磁的記録を申込先事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 申込先事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、

当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 利用申込者又はその家族が第5項の承諾をし、又は当該承諾をしない旨の申し出をした場合には、前項第1号イに掲げる方法による提供をしようとする申込先事業者は、その旨を申込先事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 申込先事業者は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承認を得るものとする。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち申込先事業者が使用する方法

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た申込先事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定第1号訪問事業者は、正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定第1号訪問事業者は、当該指定第1号訪問事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定第1号訪問事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定第1号訪問事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されて

いるときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準(以下この条において「基準」という。)の該当の有無の判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基準の該当の有無の判断(以下この条において「要支援認定の申請等」という。)が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議(サービス事業に関する知識を有する職員が介護予防サービス・支援計画書(介護予防ケアマネジメントによる支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。)の作成のために介護予防サービス・支援計画書の原案に位置付けたサービス事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第16条 指定第1号訪問事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助)

第17条 指定第1号訪問事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該記録の内容を利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定第1号訪問事業者は、法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって第1号事業支給費に係る支払いを受ける際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定第1号訪問事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定第1号訪問事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に所在する居宅において介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合は、当該提供に要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定第1号訪問事業者は、前項の交通費の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び



費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等と同居している家族である利用者に対して介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる場合
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業費の支給を受け、又は受けようとした場合

(緊急時等の対応)

第23条 訪問介護員等は、介護予防訪問介護相当サービスの提供時に利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 指定第1号訪問事業所の管理者は、当該指定第1号訪問事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定第1号訪問事業所の管理者は、当該指定第1号訪問事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により地域包括支援センター等と連携を図ること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助の目標及び援助の内容を指示するとともに、利用者の状況に関する情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた訪問介護員等の業務の管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第25条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他事業の運営についての重要事項

(介護等の総合的な提供)

第26条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第27条 指定第1号訪問事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することができるよう、指定第1号訪問事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、当該指定第1号訪問事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。
- 3 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第28条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の揭示)

第29条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その

他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定第1号訪問事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定第1号訪問事業者は、当該指定第1号訪問事業所の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第31条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定第1号訪問事業者並びにその従業者及び管理者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定第1号訪問事業者は、利用者に提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、利用者に提供した介護予防訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定第1号訪問事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定第1号訪問事業者は、利用者に提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をい

う。以下同じ。)が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合に、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定第1号訪問事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第34条 指定第1号訪問事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市が行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第35条 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対して講じた措置について、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡しなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(会計の区分)

第36条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定第1号訪問事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

(1) 第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画 当該計画の計画期間の終了日

(2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日

(3) 第22条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日

(4) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終

了した日

- (5) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録 当該記録に係る対応を終了した日

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防訪問介護相当サービスの基本的取扱方針)

第38条 介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、自らその提供する介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供が、利用者が可能な限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定第1号訪問事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるよう検討された方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に当該指定第1号訪問事業者の提供するサービスに参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第39条 介護予防訪問介護相当サービスは、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次に掲げるところにより提供する。

- (1) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への出席等の適切な方法により、利用者の心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。
- (3) 前号の介護予防訪問介護計画は、当該計画に係る利用者について既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なけ

ればならない。

- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問介護員等は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、前号の規定により交付した介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問介護員等は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問介護員等は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該利用者に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告するものとする。
- (10) サービス提供責任者は、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を前号の地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、前号のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第40条 指定第1号訪問事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

- (1) 介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援におけるアセスメント（府中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年府中市条例第6号）第33条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課

題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

- (2) 自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。

### 第3章 訪問型サービスA

#### 第1節 基本方針

第41条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助（身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助）を行うことにより、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者）

第42条 訪問型サービスA事業者が訪問型サービスAを行う事業所（以下「訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条若しくは附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修の受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、常勤の従業者のうち、1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、常勤換算方法によることができる。

- 3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号に規定する者）又は市長が指定する研修の受講者であって、専ら訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等に従事することができる。

（管理者）

第43条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA

事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービスA事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第44条 訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の区画、設備及び備品等を共用することができる。

### 第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第45条 訪問型サービスA事業者は、府中市が定める額の支払を受けるものとする。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に所在する居宅において訪問型サービスAを提供する場合は、当該提供に要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 訪問型サービスA事業者は、前項の交通費の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(介護等の総合的な提供)

第46条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、家事のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(準用)

第47条 第8条から第19条、第21条から第25条、第27条から第37条までの規定(第33条第5項及び第6項を除く。)は、訪問型サービスAの事業について準用する。ただし、第15条、第19条及び第22条の準用に当たり第1号事業支給費に関する部分を除くものとする。

### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(準用)

第48条 第38条から第40条までの規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。ただし、第39条の準用に当たり介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等が認める場合は、介護予防訪問介護計画の作成及



びモニタリングは省略できるものとする。

## 第4章 介護予防通所介護相当サービス

### 第1節 基本方針

第49条 介護予防通所介護相当サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第50条 指定第1号通所事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定第1号通所事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「指定第1号通所事業従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 生活相談員 介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要な数
- (3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定第1号通所事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス基準条例第77条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例第80条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準条例第76条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は当該指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第79条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス、指定介護予防通所介護及

び当該指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要な数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 指定第1号通所事業所の利用定員（当該指定第1号通所事業所において同時に介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である指定第1号通所事業所に置くべき看護職員及び介護職員の員数については、前項の規定にかかわらず、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の介護予防通所介護相当サービスの単位は、介護予防通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定第1号通所事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定第1号通所事業者が、指定介護予防通所介護事業者又は指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業又は指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営する場合については、介護予防通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防通所介護の事業であるときは、指定介護予防サービス基準条例第77条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を、指定通所介護の事業であるときは、指定居宅サービス基準条例第80条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する

基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第51条 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定第1号通所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定第1号通所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第52条 指定第1号通所事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有すること。ただし、食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保できる場合には、同一の場所とすることができる。

イ 食堂及び機能訓練室の合計した面積（食堂及び機能訓練室を同一の場所とする場合にあつては、当該同一の場所の面積）は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に定める設備は、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定第1号通所事業者が、指定介護予防通所介護事業者又は指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業又は指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営する場合については、介護予防通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防通所介護の事業であるときは、指定介護予防サービス基準条例第79条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を、指定訪問介護であるときは、指定居宅サービス基準条例第82条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第4節 運営に関する基準

### (利用料等の受領)

第53条 指定第1号通所事業者は、法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって第1号事業支給費に係る支払いを受ける際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定第1号通所事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定第1号通所事業者は、前項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該便宜を受けた利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、次の各号のとおりとする。

- (1) 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。
- (2) 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。

5 指定第1号通所事業者は、第2項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

### (運営規程)

第54条 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他事業の運営についての重要事項  
(勤務体制の確保等)

第55条 指定第1号通所事業者は、利用者に対し、適切な介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定第1号通所事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業所ごとに、指定第1号通所事業所の従業員によって介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第56条 指定第1号通所事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第57条 指定第1号通所事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(管理者の責務)

第58条 指定第1号通所事業所の管理者は、指定第1号通所事業従業員の管理及び介護予防通所介護相当サービスの利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定第1号通所事業所の管理者は、指定第1号通所事業従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第59条 指定第1号通所事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、当該指定第1号通所事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条 指定第1号通所事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービ

スの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録しなければならない。
- 3 指定第1号通所事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定第1号通所事業者は、第44条第4項の介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条 指定第1号通所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第56条第2号に規定する介護予防通所介護計画 当該計画の計画期間の終了日
  - (2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する終了日
  - (3) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日
  - (4) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した日
  - (5) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録 当該記録に係る対応を終了した日

(準用)

第62条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第23条、第29条から第34条まで及び第36条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第29条中「第25条」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所介護相当サービスの基本的取扱方針)

第63条 指定第1号通所事業者は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を

設定し、計画的に介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供が、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、利用者の心身の機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定第1号通所事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるよう検討された方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に当該事業者の提供するサービスに参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第64条 介護予防通所介護相当サービスの方針は、第41条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への出席等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。
- (2) 指定第1号通所事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。
- (3) 前号の介護予防通所介護計画は、当該計画に係る利用者について既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成されなければならない。
- (4) 指定第1号通所事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定第1号通所事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、

当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、前号の規定により交付した介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定第1号通所事業所の従業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定第1号通所事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、地域包括支援センター等に報告するものとする。
- (10) 指定第1号通所事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供期間が終了するまでの間に、少なくとも1回、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) 指定第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

（介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第65条 指定第1号通所事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 運動器の機能の向上に係る介護予防通所介護相当サービス、栄養の改善に係る介護予防通所介護相当サービス又は口腔の機能の向上に係る介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されていること等の適切なものを提供すること。
- (3) 利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う介護予防通所介護相当サービスの提供は行わないとともに、次条に



規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。

(安全管理体制等の確保)

- 第66条 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供時に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時に対応する手順等を定めた手引（以下「緊急時の手引等」という。）を作成し、指定第1号通所事業所の従業者への周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、事前に利用者の脈拍及び血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、提供するサービスの内容を利用者にとって無理のない適度なものとするよう努めなければならない。
- 4 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護相当サービス提供時における利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変等が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

## 第5章 雑則

(市の区域外の事業所に係る基準の特例)

- 第67条 市の区域外に所在する事業所について指定事業者の指定の申請があった場合の人員、設備及び運営に関する基準は、前2章の規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村の定める基準の定めるところによるものとする。

附 則（平成27年12月28日（告示第219号））

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日（告示第35号））

この告示は、平成30年4月1日から施行する。